这本《草加市指南》用各国语言，为您介绍了有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此小册子。另外，您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安居乐业，愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに１シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口に頼んで取り寄せることもできます。草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて下さい。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。

国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話.: 922-2970 (直通)
ファックス：927-4955
E-mail：soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp
月・水・金　午前９時～午後５時

市役所本庁舎７階

市役所 主栋 7 楼

（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPO Living in Japan」が運営しています。）

編制：草加市　　协助：草加市国际问询角

作成：草加市　　協力：草加市国際相談コーナー

（令和８年度改訂）

目录　項目一覧

A-1	入国时的手续	入国時の手続き
A-2	住民登记	住民登録
A-3	户籍制度	戸籍制度
A-4	印章登记	印鑑登録について
B-1-1	住房	住宅
B-1-2	搬家和街道会	引越しと町会
B-1-3	生活基本设施	生活インフラ
B-1-4	垃圾的处理	ごみの出し方
B-2-1	关于健康保险	健康保険について
B-2-2	关于护理保险制度	介護保険制度について
B-3	关于结婚	結婚するには
B-4-1	从妊娠到生产	妊娠から出産
B-4-2	孩子的健康	子供の健康
B-4-3	育儿	子育て
B-5-1	教育	教育
B-5-2	学习日语	日本語学習
B-6	日本的税金	日本の税金
B-7	在日本工作	日本で働く
B-8	国民年金和厚生年金	国民年金と厚生年金
B-9-1	驾驶证	運転免許
B-9-2	拥有汽车和摩托车	自動車・バイクを所有する
B-9-3	骑自行车	自転車にのる
B-10	兴趣爱好	楽しむ・学ぶ
B-11-1	紧急时应采取的措施	緊急のときの対応
B-11-2	防备自然灾害	自然災害に備えて
C-1	市内的文化运动设施	草加市内の文化・運動施設
C-2	咨询处	困ったときの相談窓口

草加市指南

A-1
入国时的手续

入国時の手続き

＊このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

＊草加市にお住いの方の情報です。

A-1．入国时的手续

外国人想进入日本在日本暂居（除观光等短期逗留外）时，需要事先获得自国政府发行的护照和日本大使馆、领事馆等签发的签证。
在日本可居住的期间为“在留期间”。在留期间是在入境时被定下来的。

1. 在留卡

（1）在留卡是什么

有中长期（３个月以上)在留資格的外国人进入日本时在机場等海关会发放在留卡。
从 2026 年起可以利用和个人卡合为一体的特定在留卡。

＊要享受公共服务（国民健康保险、児童手当、上学、養老金等）需要用在留卡到市役所办理住民登録手续。

＊**之后付给个人卡**，发给在留卡与个人卡合为一体的「特定在留卡」

有了「特定在留卡」**有关在留卡和个人卡的更新等手续均可以在出入国在留管理局办理，无需去所在地的市政府。一体化不是义务。**

详细请看「入国」二维码

（2）在留卡上**所记载的**信息（照片以外）＊1 **岁以上的需要照片**

①名字、**出生年月日**、性别**与**国籍和地区
②居住地　　③在留資格、在留期限日期

A-1．入国時の手続き

日本に入国し、滞在（観光等の短期滞在は除く）する時は、事前に自分の国の政府が発行した旅券（パスポート）をとることと、日本の在外公館（大使館、領事館）で査証（ビザ）を受けることが必要です。日本に滞在できる期間を「在留期間」といい、在留期間は入国時に決められます。

1．在留カード

（1）在留カードとは

在留資格を持って、中長期間（3か月以上）日本に在留する外国人には、入国時に空港などで在留カード が交付されます。

<u>2026 年 6 月 14 日よりマイナンバーカードと一体になった特定在留カードが利用できるようになりました。</u>

＊行政サービス（国民健康保険、児童手当、教育、国民年金など）を受けるには、在留カードを持って市役所で住民登録の手続きが必要です。

＊その後マイナンバーが付与され、在留カードとマイナンバーカードが一体化された「特定在留カード」が交付されます。

「特定在留カード」があると在留カードとマイナンバーカードに関する更新などの手続きが出入国在留管理局だけで済み、住んでいる市役所に行く必要がなくなります。

<u>一体化は義務ではありません</u>

詳しくは
〔入管〕QR コード

（2）在留カードに記載される情報（写真以外）＊<u>１歳以上は写真必要</u>

①氏名、生年月日、性別および国籍・地域
②住居地　　③在留資格、在留期間満了の日
④在留カードの番号、有効期間の満了の日
⑤就労制限の有無　　⑥資格外活動許可を受けているときはその旨

＊「在留期間」、「許可の種類」、「許可年月日」、「交付年月日」が券面に記載されなくなり、上記の記載事項とともに IC チップにのみ記録されます。

④在留卡的号码，有效期间的期限日。

⑤工作限制的有无。　⑥资格外活动的许可。

＊「在留期间」、「许可的种类」、「许可年月日」、「签发年月日」不在卡面上记载，与上述的事项均一起记录在 IC 芯片里。

２．在出入国在留管理厅办理的手续

除了住址登录和变更手续要在市役所办理

以下的情况要持护照、在留卡、照片（竖４㎝×横３㎝、１６岁以下不要）到出入国在留管理厅办理。

（１）在留期間的更新

若在日本居留的目的不变想要延長在留期间时

可在在留期间满期的 2 个月前起开始申请

须在在留期间满前申请延期

（２）在留资格的变更

若在日本居留的目的发生变化，有新的居留目的，要到入国管理局去办理在留资格变更手续。

（例如：留学生、就学生毕业后欲在日本就业等）

（３）在留卡的再发行

在留卡遺失、被盗、严重破损、脏污时可申请再发行。

＊再发行免费（如果只是自己想要新卡的情况的话要收费）

＊遺失、被盗时需要警察发行的証明书并在 14 日内办理

（４）资格外的活动许可

若要开始现所持有的资格以外的有偿工作时，需事先到出入国在留管理庁申请。

２．出入国在留管理局での手続き

住所の登録や変更以外の申請や届け出は、旅券、在留カード、写真（縦４cm×横３cm）などを持って、出入国在留管理局で行います。

（１）在留期間の更新

今までと同じ活動をするために、在留期間を延長したいとき。

申請は、在留期間満了の３か月前から受け付けています。

必ず在留期限が切れる前に手続きしてください。

＊特定在留カードがあればマイナンバーカードとしての有効期間も更新されます。

（２）在留資格の変更

現在の在留目的とは違う新しい目的ができたために、在留資格を変更たいとき。（例：留学生、就学生が卒業後、日本で働こうとするときなど）

（３）在留カードの再交付

紛失、盗難、激しい汚れ、傷などにより再交付を受ける場合。

＊再交付は無料です。（本人の都合による再交付の場合は有料）

＊紛失、盗難の場合は警察で発行される証明書が必要で、その事実を知った日から 14日以内に申請しなければなりません。

（４）資格外活動許可

今持っている在留資格のままで、許されている在留活動以外の、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を得る活動をしようとするときには、前もって出入国在留管理局で許可を得なければいけません。

（例：就学・留学→アルバイト、家族滞在→通訳など）

（５）在留資格取得（日本で生まれた子どもの在留資格）

日本で生まれた外国籍市民が６０日を越えて滞在する場合、生まれた日から３０日以内に資格取得の申請を出入国在留管理局でしてください。

（例如：就学、留学资格→打零工、家族滞在→做翻译等）

（５）**获得在留资格**（在日本出生的孩子的在留资格）

在日本出生者若想在日本逗留６０天以上时，需要在出生日起３０天以内到出入国在留管理庁办理在留资格申请。

（６）**名字、生日、性别、国籍和地区有变更时**

（７）**所属机构或婚姻配偶有变更时**

①所属机构（公司、学校）变更时

＊限于由所属机构取得技术、留学等在留資格的人

②离婚以及死别等

＊在留資格是日本人配偶、家族滞在等人离婚或对方死亡时

（６）（７）要在 14 日以内向出入国在留管理庁　申告

３．再入国许可

想在在留期间内出境 1 年以上时，要事先办理好“再入国许可”的手续。

回来时就不用办理“入国签证”的申请，可凭与出国前相同的在留资格入境。

（１）**视同为再入国**

有有效的护照、在留卡的人出境日本后在 1 年内回日本（护照和签証有効期間内）时不需办理再入国许可。

＊不収费

＊出国时在海关提示在留卡，在外国人再入国卡的「みなし入国許可による出国を希望します」欄里打钩注明。

（６）**氏名、国籍・地域、生年月日、性別に変更があった場合**

（７）**所属機関、配偶者についての届出**

①所属機関（雇用先や教育機関）に変更があった場合

＊「技術」「留学」など所属機関の存在が在留資格の基になっている場合

②配偶者との離婚などの場合

＊在留資格が「日本人の配偶者等」や「家族滞在」などの人が離婚または死別した場合

（６）、（７）の場合は、変更があった日から１４日以内に近くの、出入国在留管理局に届ける必要があります。

３．再入国許可

在留が認められている期間内に日本から１年以上出国する場合には、前もって「再入国許可」を受けておきます。再入国許可を受けておくと、日本に戻ったときに、「入国査証」を受ける必要がなく、出国前と同じ在留資格で、在留できます。

（１）**みなし再入国**

有効な旅券と在留カードがある人はそれらの有効期間内であれば、出国の日から１年以内に再入国する場合は再入国許可は不要です。

＊みなし再入国許可に手数料はかかりません。

＊出国する前に在留カードを見せて、再入国用ED カードの「みなし再入国許可による出国を希望します」のところにチェックを入れます。

＊在留資格の有効期間を海外で延長することはできません。１年を超えた場合はまた、滞在資格を取る必要がありますので気をつけて下さい。

＊一部、みなし再入国許可許可制度の対象にならない場合もあります。

（２）**有効期間**

再入国許可の有効期限の上限は５年です。

＊在留資格的有効期间不能在海外延长。超过 1 年的话要重新申請。请留意。

＊有些情况不能利用视同为再入国。

（2）**有効期間**

再入国许可的有効期限最大为 5 年

＜問询＞

出入国在留管理庁

○**外国人在留**综合信息中心

可以用英文、韩文、中文、西班牙语、葡萄牙语、越南语、尼泊尔语、泰语，缅甸语，斯里兰卡共用语来访或电话问询。

电话　０５７０-０１３９０４

地址：東京都港区港南 5-5-30：

・ **于** JR 品川站东口，在**都营公交**第８号乘车点，**乘坐**开往“品川码头循环”的公共汽车，在“東京入国管理局前”**公交**站下车。

・ 東京高架鉄路临海线在「天王洲アイル」站下车，**徒步**１５分钟。

○東京出入国在留管理局　埼玉办事处　　电话　　048-851-9671

地址：埼玉县埼玉市（さいたま市）中央**区**下落合 5-12-1

《**問い合わせ先**》

出入国在留管理庁

○　外国人在留総合インフォメーションセンター

電話や訪問による問い合わせ：英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、ミャンマー語、シンハラ語

電話　０５７０－０１３９０４

住所：東京都港区港南5-5-30：

・ＪＲ品川駅東口から都バス⑧番乗り場「品川埠頭循環」で「東京入国管理局前」下車

・　東京モノレールかりんかい線「天王洲アイル駅」から徒歩15分

○　東京出入国在留管理局 さいたま出張所　電話　048-851-9671

住所：埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1

さいたま第２法務総合庁舎１階

・ＪＲ埼京線「与野本町駅」徒歩１０分

○外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）

https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc_4.1html 電話　0570-011000

住所：東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階

◎東京出入国在留管理庁　　電話　03-5363-3025 予約専用

21言語に対応しています　　無料

＊他に日本司法支援センター、東京労働局外国人特別相談・支援室など全部で８つの政府の窓口が入っています。

埼玉（さいたま）第２法务综合厅舍 1 楼

・JR 埼京线「与野本町駅」下车徒步 10 分钟。

○外国人在留支援中心（FRESC/フレスク）

https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc_4.1html 电话　0570-011000

地址：东京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー13 楼

◎东京出入国在留管理厅　电话 03-5363-3025 预约专用

21 种语言对应 免费

＊另外此处还设有日本司法支援中心、东京劳动局外国人特别相谈・支援室等全部共 8 个政府窗口。